

魏晋南朝の世界秩序と北朝隋唐の世界秩序

川本, 芳昭
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門東洋史学 : 教授 : 東アジア史

<https://doi.org/10.15017/10317>

出版情報 : 史淵. 145, pp.89-126, 2008-03-01. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン :
権利関係 :

魏晋南朝の世界秩序と北朝隋唐の世界秩序

川 本 芳 昭

はじめに

周知のように、西紀二三九年、倭国王卑弥呼は曹魏に遣使し、親魏倭王の称号を受けた。これに先立つこと百有余年前、倭国王帥升等は後漢に遣使している(一〇七年)。このとき、帥升等が後漢から倭国王の称号を受けたのか否かは定かではないが、筆者はおそらくそうしたことはなかったであろうと考える。⁽¹⁾とすれば、親魏倭王の賜与とその拝受は、この後に成立する日本の母胎となった倭国の王が、所謂冊封体制のもと、中国皇帝の臣下となった嚙矢ということになるであろう。⁽²⁾以後こうした君臣関係を卑弥呼の宗女豊与や倭の五王の場合に見るように、倭国の王は中国との間で取り結ぶことになる。

また、これも周知のように六〇〇年、倭国は中国再統一を果たして間もない隋に遣使し、その七年後には小野妹子が隋の煬帝に著名な「日出処天子致書日没処天子」に始まる国書を奉呈している。⁽³⁾このことは、倭国が卑弥呼以来の(ただし二六六年から四一三年の間と、四七八年から六〇〇年に到る二つの時期には中国への遣使が中断している)⁽⁴⁾中国皇帝の臣下という立場を乗り越え、中国皇帝と対等の天子という立場をとるようになったこと

を示しているとされよう。

この際、倭国が対等であることを主張した隋が、北朝の一王朝として中国再統一を果たした王朝であったという点は、注意しておくべき事柄であると思われる。何故なら、倭国がそれまで称臣した中国の王朝は三国の魏、それを継承した晋、さらにそれを継承して江南に建国された南朝（劉宋）であったからである。周知のように中国に正統王朝が並立した南北朝時代にあつて、倭国は百済を通じて南朝の文物を数多く導入しているが、その百済が南朝の文物を導入できたのは、百済が、南北朝時代を通じて一貫して南朝の冊封国であり続けたことに大きな原因がある。つまり、百済は南朝を東アジアの正統王朝として奉戴し、一方、北朝（北魏）を正統王朝とは見なしていなかったのである。それが如何なる理由によるものであるのか、史書は語るところがないが、大局的に考えたとき、北朝が五胡、即ち中国的華夷思想に基づくとき、夷狄の建国した国家であるだけに非正統であるとする認識が、自己矛盾的ではあるが東夷たる百済にあつたためとしても大筋を逸することはないであろう。東晋が五世紀の初頭（四一〇年）、五胡の一たる鮮卑慕容部の建国した南燕を滅ぼしたのを受けて、換言すれば五胡によって中原を追われ、江南に首都をおいた漢族亡命王朝（東晋）がその末期に山東に建国していた南燕を滅ぼしたのを受けて、北東アジアの東夷諸国に対して、その勢力の復活を告げる威を示したとき、高句麗や倭国が長年の沈黙を破つて、江南王朝への遣使を再開したのも、そうした要因が働いていたと考えられる。即ち中国における正統王朝の復活という事態が生じたが為に遣使を再開したと点があつたと考えられるのである。⁵⁾

しかし、東晋を受けた南朝はそのほぼ五十年後、東夷諸国と南朝とを結びつける航路上の要衝である山東の地を再び喪失し、替わつて北朝がその地を掌握、以後、南北それぞれに攻防はあるが、大勢として降代するに従い、徐々に北朝優位の状勢が強まり、最終的に北朝最後の王朝たる隋によつて中国は再統一されるに至るのである（五八九年）。

この間、強大な高句麗の南下を百済は南朝の国際的庇護を受けるといふ形で食い止めようとしているが、五世紀の中頃にはその攻勢を食い止めることが出来ず、遂に四七五年その国都である慰礼（ソウル）が高句麗の攻撃を受け陥落、一時的に亡国の悲哀を味わうことになった。そのような状況に立ち至る直前の四七二年には、百済は昔年の政治方針を転換し、北朝の北魏に高句麗討伐を懇願する使節を派遣するまでに至っている。この遣使は結局所期の目的を達することが出来なかったが、当時の百済が東アジアにおける正統の所在と自国の存立との間で、苦汁の外交を展開していたであろうことは、今日に至るも『魏書』百済伝などの史書の行間から充分に察知することができる。そして、当時の国際戦線においてこの百済と連繫していた倭国はどのような状況下、南朝への遣使を四七八年を最後として取りやめることとなる。⁽⁶⁾

周知のように百済は劉宋の何承天の編纂になる元嘉曆を採用した。古代東アジアにおいて、中国の周辺諸国が如何なる曆を採用するかは、奉朔の問題と密接に絡んでおり、一般的に中国の冊封国は中国曆の使用を通じてその時間的支配をうけ、独自の年号を称することは許されなかった。大化年号の使用が、中国による時の支配からの自立を意味し、七世紀の新羅が、唐の庇護を受けるために独自の年号を名乗ることを取りやめざるを得なかったことも、そうした原理の存在を示している。即ち、百済による元嘉曆の採用は、百済がその曆を使用した南朝の正朔を奉じるといふ面をもっていたといえよう。このことと百済が高句麗によって亡国の瀬戸際に立たされるまで北魏に遣使しようとしなかったこととは、北魏が鮮卑の建国した国家であることを踏まえると、深いところで連関することがらであったと考えられる。そしてその元嘉曆をのちに倭国も百済を通じて受け入れることになる。また、劉宋以降の南朝諸朝は、倭国が四七八年以降南朝への使節の派遣をとりやめて以降も、倭国に都督号や將軍号を与えることを継続している。⁽⁷⁾ これらのことは倭国が南北朝時代を通じて、自立の姿勢を強めながらも南朝を中心とした国際秩序の中にあつたことを示しているとされよう。⁽⁸⁾

それ故、その倭国が六〇〇年に北朝から興った隋に遣使したことは、それまでの立場からの大きな転換を意味していたことになる。これはほぼ三〇〇年ぶりに中国を再統一した勢威を背景として東アジアの国際秩序の再構築を図る隋の存在が容易ならぬものとして倭国に何らかの対策を講じることを迫っていたからと考えられる。

とはいえ一方で、倭国もまた、治天下大王の称号に見えるように、倭国王が中国皇帝に対して卑弥呼以来の称臣をなす形で、外交関係を取り結ぶということがなしがたい段階にまで、その王権の質を変容させて来ていた。そのために、そうした状況を受けて先に述べたように遣隋使が煬帝に対し日出処天子という形で天子号を称するといったことが生じたわけであるが、この上で述べた二つの流れ、すなわち北朝隋へと展開してきた国際秩序再構築の流れ、倭国による天子号公称への流れは、本論で述べるように大局的には後に白村江における日中の軍事的衝突を生むに至る一つの主要な原因であったといっても過言ではないであろう。

かように、倭国が参加した魏晋およびその後継である南朝を中心とした国際秩序と、北朝隋唐によって生み出されてきた国際秩序とは相違する点があり、北朝隋唐によって生み出されてきた国際秩序は、魏晋南朝的国際秩序との抗争を経て創成されたと考えられるのである。筆者はこの問題に関連するものとして、これまで「漢唐間における「新」中華意識―古代日本・朝鮮と中国との関連をめぐって―」⁽⁹⁾、「隋書倭国伝と日本書紀の記述をめぐって―遣隋使覚書―」⁽¹⁰⁾、「倭国における対外交渉の変遷について―中華意識の形成と大宰府の成立との関連から見た―」⁽¹¹⁾など、若干の小論を発表してきた。本稿はこれらの小論で述べたことがらを統合しつつ、視野を南北朝より後の七世紀にまで拡げ、そのような視座に基づいて、上で述べた国際秩序の交替が如何なる歴史的意味を持つものであったかについて、考えてみようとするものである。

1 倭国「自立化」の過程

紀元一〇〇年前後の時点で、いわゆる倭国が誕生したと考えられる。⁽¹³⁾とすれば一〇七年における倭国王帥升等による後漢王朝への遣使はそのことを後漢へ告げるための遣使であったという意味をもつことが想定されよう。⁽¹⁴⁾その後、二二九年卑弥呼は曹魏へ使節を派遣し親魏倭王の称号を受ける。このとき倭国の王としての卑弥呼は曹魏の遼東への拡大という時機をとらえて遣使したわけであるが、そこには遼東の公孫氏政權が曹魏によって滅亡させられたことの国際政治上で持つ意味に対する彼女の冷静な判断があったと考えられる。⁽¹⁵⁾その結果、彼女が親魏倭王の称号を受けたことは、所謂冊封体制の論理に基づけば、彼女が当時の魏の皇帝たる明帝の臣下となったことを意味する。

魏晋の時代における倭国と中国との間の政治的交渉を今日に伝える史料は、二六六年（日本書紀）神功皇后紀六年条に引く『晋書』起居注などより後にあつては見出だせなくなる。すなわち二六六年より後のいわゆる倭の五王の時代を迎えるまで、倭国・中国の外交交渉は途絶えるのである（ただし、二六六年より後の三世紀後半まで交渉が継続した可能性はある）。⁽¹⁶⁾それが再び復活するのは東晋末の四一三年以降のことである。⁽¹⁷⁾

東晋の末から中国への遣使を再開した倭国は、南朝の宋の時代、その皇帝から倭国王の称号を賜り、以降、宋極末の四七八年まで使節を派遣している。このことは、『宋書』倭国伝所載の記事などから窺えることであるが、その際、倭国王は、例えば四七八年に倭の五王の最後の王である倭王武から宋の順帝に送られた上表文において、順帝に対して「臣」と称していることに示されているように、明確に中国皇帝の臣下であることを認識していた。⁽¹⁸⁾

しかし、日本の関東に位置する埼玉県の稲荷山古墳、および九州に位置する熊本県の船山古墳から出土した、その倭王武（獲加多支鹵すなわちワカタケル）の時代のものとされる五世紀後半の鉄剣、鉄刀にはそれぞれ銘文

が刻まれており、そこには「治天下（天下を治める）」という記述が見える。⁽¹⁹⁾このことは、五世紀後半の倭国の王が「天下」を治める王でもあったことを伝えていとされよう。⁽²⁰⁾稲荷山古墳出土鉄剣銘文の冒頭に見える辛亥年が四七一年を指すことは、現在多くの研究者によって支持されている。つまり、『宋書』倭国伝中の倭王武の上表文が順帝に差し出された四七八年をさかのぼる四七一年の時点で倭王武は「治天下大王」と称し「天下」を治めていたと考えられるのである。

⁽²¹⁾周知のように、天下とは四海によって区画された世界を意味し、それはあるときは中国とも呼ばれることもある。⁽²²⁾宋書卷九七倭国伝に、四七八年における倭王武の上表文が見えるが、そこに、

遣使上表曰。封国偏遠、作藩于外。自昔祖禰、躬擐甲冑、拔涉山川、不違寧処。東征毛人五十五国、西服衆夷六十六国、渡平海北九十五国。王道融泰、廓土遐畿。

と見えるように倭王武は自らが治める倭国がその天下の域内に属するものと捉え、自らにまつろわぬ「毛人五十五国、衆夷六十六国、海北九十五国」を平定することが、宋の「王道融泰、廓土遐畿」へとつながったとしている。

つまり、倭王武は上述の上表文において倭国が「毛人五十五国、衆夷六十六国、海北九十五国」を平定したことが、「畿」（宋朝皇帝の支配領域）を拡大することにつながったとしているのである。ここには宋の境域、倭国の境域、倭国によって平定された毛人国などの境域なども含め、それらを天下とする認識が示されているとされよう。つまり、この場合の天下観は、中国を中心としたそれであったといえるであろう。

ところが、先に述べたように日本国内から出土した鉄剣、鉄刀の銘文には、「治天下」の表記が見えるのである。中国の政治思想において天下を治めうるものは天命を受けた唯一人たる天子―皇帝である。乱世において幾人かの天子が乱立する際、彼らが相手を非正統と攻撃し、天下の統一を目指すのは、自らのみが天命を受けた正統な

支配者であることを天下に示すために他ならない。このことを踏まえると、五世紀段階の倭王武は内に対しては「治天下大王」と称し、中国皇帝に対しては称臣するという、ダブルスタンダードの政治姿勢を使い分けていたということになる。⁽²³⁾

2 四、六世紀朝鮮・中国における中華意識の叢生

前節で見た古代日本における天下意識はやがて日本を中華とする意識へと展開するが、これと同様の動きは、すなわち中国から見たとき「夷狄」の建国した王朝が中華を標榜するようになる動きは、同時代の朝鮮や中国にあっても生じていた。今これを朝鮮、中国の順に見てみよう。

三国時代の魏は遼東に拠った公孫氏の勢力を滅亡させた後、その新領土を確保するため、二四四年、將軍毋丘儉を遼東に派遣し、遼東の背後にあった高句麗を討った。この攻撃によって、朝鮮北部にあつて国力を發展させていた高句麗は、国都の陥落、国王の亡命など手痛い打撃を蒙ったが、三世紀後半からの魏晋交替、晋の国力の衰退などにもなつて、遼東方面での中国の勢力が衰えたのに乗じて、再びその勢力を伸張し始める。そして三一年には前漢以来、中国王朝の長年にわたる半島支配の根拠地としての役割を果たしてきた楽浪郡を陥落させ、生産力の豊かな西北朝鮮の地とそこに住む漢人を傘下におさめることに成功し、その勢威を急速に強めてゆく。その後、朝鮮の南方にあつて勢力を拡張してきた百済との間で熾烈な抗争を演じ、史上著名な好太王の称号にも見えるように高句麗王は「太王」の号を称するようになり、永楽という年号を使用するまでに至る。こうした年号などの採用は、高句麗がその国家形成にあたって中国の政治制度を一つの模範としていたことを明確に示している。

その好太王が死去し、後を継いだ子の長寿王は四一四年に、その父の功績を称えて好太王碑を建立している。その好太王碑の第一面には、高句麗の由来を記して、

惟昔始祖鄒牟王創基、出自北夫余天帝之子、母河伯女郎、剖卵降世。……言曰、我是皇天之子。

とあるが、ここで「皇天(大いなる天)」という用語が用いられていることは重要である。なぜなら、ここに見える「天」は「中国を中心としてとらえられた天」ではなく、「高句麗を中心としてとらえられた天」であるからである。また、好太王碑は、高句麗の始祖である鄒牟王が天帝と河伯女郎との間の子として卵から生まれたなどと、高句麗が高句麗独自の神話的世界を持っていたことを伝えている。それだけに碑文にみえる「天」の内容は、そうした高句麗の神話と直接関係のない中国の場合における「天」の内容とはズレたものであったと考えられる。

しかし一方で、そうした高句麗の神話的世界が、中国に由来する「天帝」、「皇天」などの用語を以て語られていることにも注目しなければならない。なぜなら、ここでは高句麗の神話的世界が中国思想というフィルターを通して語られているわけであり、そこには高句麗自体が中国文化を受容し、中国の用語を用いて自らの神話を語るという屈折した側面が見受けられるからである。

また、好太王碑第一面には、

百残新羅旧是属民、由来朝貢。

と見え、第二面には、

(百済の王) 跪王自誓、従今以後、永為奴客。太王恩赦。

とあって、高句麗の政治体制は、高句麗王を中心とした「朝貢・跪王(貢を献じ、高句麗王に跪く)」体制であったとされている。⁽²³⁾

中国における「朝貢」という政治用語の実態と、当時の高句麗における「朝貢」の実態とは、高句麗では「跪

王、「奴客」などの独特の用語が使用されていることから見て、全く同じものであったとは考えられない。けれども、ここで好太王の碑を建立した当時の高句麗が、百済のような服属勢力との関係を「朝貢」という用語を以て表現していることは注目されなければならない。従来の好太王碑の研究では、こうした用語の使用が当然のこととがらとして取り扱われ、不思議なことに「朝貢」といった中国起源の政治用語が、中国ではない朝鮮のような地で用いられるようになっていくことの意味自体が検討されることはなかった。しかし、こうした用語の使用は、少なくとも当時の高句麗が、「跪王自誓」などの独特の服属儀礼が存在していたにもかかわらず、百済や新羅などとの関係を中国の政治思想に基づいて「朝貢」の関係にあるものととらえていることを示しているのである。

さらに、好太王の子の長寿王時代の北扶余の地方官であった牟頭婁という人物の墓に誌された墓誌には、「天下四方」の表現も見られる。つまり、こうした中国の政治思想に基づく高句麗国家、高句麗社会形成の動きは、好太王の子の長寿王の代にも受け継がれ、「天下」という概念の受容をももたらしめているのである(ただし、この「天下」という概念の受容はこの時期よりさかのぼるものかも知れない)。

また、五世紀末に建てられた朝鮮の忠清北道中原郡にある高句麗による新羅領侵入の記念碑である中原碑には、「東夷の寐錦(新羅王を当時の現地音に基づいて呼んだ称号)」「寐錦に衣服を賜う」などの表現が見えるようになる。新羅を「東夷」と呼び、衣服を賜うなどの行為は、高句麗自身が、中国が高句麗を東夷(東方の夷狄)と見なす見方を受け入れ、同じく東夷である新羅に、その新羅が高句麗に服属してきたのでとつた対応であると理解することはできない。なぜなら、高句麗は先に述べたように年号や天下の用語などを使用し、自らを夷狄の朝貢を受ける存在、すなわち「中華」と位置づけるようになってきているからである。換言すれば、このときの高句麗は自らを「中華」と位置づける立場から、新羅を自国の東方にいる東夷(東方の夷狄)と見なしていたと考えられるのである。

つまり、中国の政治思想に発する年号の採用、「朝貢」の採用、「天下」の認識などから考えて、高句麗は古代日本に先んじて、高句麗を中心とする「中華」意識を形成し始めていたといえるのである。

こうした「中華」意識形成の動きは、紙幅の関係でその詳細については省くが、倭国や高句麗にのみ生じていたわけではなく、古代朝鮮においては百済や新羅においても生じていた⁽²⁴⁾。しかし、倭国をも含めたこれら諸国における中華意識の形成を比較してみると、好太王碑の建立が五世紀初であり、そこに高句麗独自の年号が見えること、その他の諸国における同様の動きの開始がそれより時期的に遅れていることなどから、これら諸国の中で最も早く中華意識形成への動きが生じたのは、高句麗においてであったと考えられる。では高句麗のそれはそうした現象の淵源ということができるのであろうか。

高句麗や倭国に中華意識が成長してきた時代は、いわゆる五胡の入華に示されるような東アジア動乱の時代と重なる。この時代は例えば騎馬の文化の伝来のように、朝鮮、日本へもその影響が波及し、文明圏規模での大量な人口流動が生じた時代である。そうした動乱の中心は中国の華北にあったが、ここでは胡族と漢族との間の激しい攻防が繰り広げられた。

五胡十六国時代の開始期に、漢族の側から「古えよりこのかた、戎人で中華世界の帝王となり得たものなどない。名臣や功業を建てるものならばいるが……」とする考えが主張されていた。つまり、胡族は中華世界の帝王たりえず、所詮は漢民族に使われる下僕としての「名臣」となるのが精々だとする差別的言辞が当時なされていたのである。一方、胡族はそれに対抗して「帝王となるものにして定まったものなどあろうか。中国における昔の聖天子である禹や文王も夷狄から生まれたではないか。帝王となれるか否かはただ志と能力によるのだ」として、胡族も中華世界の帝王たりうると主張していた⁽²⁵⁾。

そして当初は胡族君主の中に皇帝の称号を名乗ることに躊躇するものもあつたが、大勢は皇帝の称号を採用す

る方向へと突き進んでいったのである。この際、こうした皇帝の称号の採用等の動きの存在が、彼らが中国的な政治理念を受容し、自らを中華世界の正統と位置づける意識を懐くようになっていったことを示しているという点は注意しておく必要がある。

そのような、胡族であるにもかかわらず自らを中原の正統、中華そのものとみなす動きは、自らの軍（すなわち胡族の軍）を「王師（天子の軍）」の語で呼ぶようになるといった形でも現れてくるようになる（『晋書』載記）。五世紀の初めに、のちに南朝の宋を建国することになる劉裕が東晋の將軍として、山東半島に拠って鮮卑慕容部が建国していた南燕を攻めたときのことを伝えた記載に、南燕の皇帝であった慕容超が群臣を引見して東晋軍をどの様に防ぐかについて議したことが伝えられているが、そこに、

劉裕率師將討之（南燕）。超（慕容超）引見群臣於東陽殿、議拒王師（東晋軍）。公孫五楼（南燕の官僚）曰、呉兵（東晋軍）輕果…………。超不從。鎮（慕容鎮）出謂韓諱（南燕の官僚）曰、主上既不能芟苗守嶮…………今年国滅、吾必死之。卿等中華之士、復為文身矣。

とあり（『晋書』卷二二八慕容超載記）、これは当時、夷狄である慕容鮮卑が自らを中華と見なすようになっていたことをよく伝えている。

ここに見える「文身」は、南方の野蛮人（南蛮）の風習たる「被髮文身（冠をつけず髪をふり乱し、入れ墨をした様）」を念頭においており、江南に都をおく東晋をそうした南蛮だとしているのである。そして南燕の支配下から東晋の支配下に組み込まれることを、「中華」から「文身」の境遇に陥ることになると述べているのである。

こうした表現の存在は、鮮卑族たる慕容鎮が、さらにはその国家が、南燕を胡族が建国した国家であるにもかかわらず、「中華」として位置づけ、漢族王朝である東晋を「南蛮」の国家と位置づけていたことを示していると考えよう。

この動きは、五胡十六国時代の他の諸国にあつてもみられ、後の時代になると、それはいつそう成長した形で示されるようになってゆく。

北魏の時代の洛陽の有様を記した『洛陽伽藍記』巻三、龍華寺の条には、

伊洛之間、夾御道、東有四夷館。一曰金陵、二曰燕然、三曰扶桑、四曰崦嵫、道西有四夷里。一曰帰正、二曰帰徳、三曰慕化、四曰慕義。

とある。この記事は鮮卑拓跋部が建国した北魏が、遷都後の洛陽に「四夷館」や「四夷里」を置いていたことを伝えているが、そこに帰正（正しきに帰す）、帰徳（徳に帰す）、慕化（王の化を慕う）、慕義（正しきを慕う）の用語に現れているように、周辺の四夷は北魏の正義や帝徳、あるいは王化を慕って、その都である洛陽に至るものとする観念のもと、その館や居住区の名称が定められていたのである。即ち、そこには鮮卑という漢民族の中華思想からみたととき、「夷狄」に過ぎない種族が建国した北魏が、自らを中華として位置づけていたことが示されているのである。

また、北魏の歴史を記した『魏書』は南北朝時代に相對峙した南朝の建国者をそれぞれ「島夷（島に住む夷狄）劉裕」、「島夷蕭道成」、「島夷蕭衍」などと呼んでいるが、長江以南を一つの島に見立てそこに住む夷狄として南朝諸朝の建国者を呼ぶ現象もまた、先に南燕が東晋を文身の国としたのと同様に、そうした中華意識の現れの一環とみることができる。

これらのことから、先に述べたことから、すなわち古代の日本において自らを中心とする天下・中華意識の形成が見られたこと、同じ様な動きが高句麗や百濟、新羅にあつても生じたこと、そしてそうした動きの先駆けは、年号や太王号の使用などから見て、高句麗によってなされたと考えられることなどと比較したとき、五胡によって建国された華北の諸朝における中華意識の形成は、古代朝鮮や日本におけるそうした意識の形成時と重な

る部分もあるが、古代朝鮮や日本における動きより先行して生じたものであったことが明らかとなるのである。

ところで、唐の後の北宋の時代になった『楽府詩集』巻二一横吹曲辞の条や唐の時代のことを記した『旧唐書』巻二九音楽志、北狄楽の条には、鮮卑歌によって隋以後の横吹楽が構成されていたことが伝えられている。すなわち、隋の鼓吹部三二曲、その系譜を引く唐の鼓吹部一五曲が、隋唐においては鮮卑の歌である「簸邏迴歌」・「真人代歌」に由来する鮮卑語の歌辞によって演奏され、皇帝行幸の際の鹵簿行列や夜警曲として用いられていたとされているのである。このことは、隋唐にあつては、皇帝権力のもっとも身近なところで五胡の一たる鮮卑の音楽が演奏されていたことを示している。換言すればそれは隋唐政権の根源が遠く鮮卑族に由来することを官人・民衆に宣布することにほかならない。渡辺信一郎氏は近年の高論で、こうしたことは隋で確立した鮮卑系鼓吹楽が、憲宗の元和初年(八〇六)、礼儀使高郢が建議して廃止されるまで、二百余年にわたつて、権力の遙かな根源と正統性のありかを示すものとして、理解されたか否かは別にして、官人・民衆に対し歌いつづけられていたことを示している⁽²⁶⁾とされている。この点は先に述べた五胡諸国による天下・中華意識の形成の事実と相俟つて、隋唐帝国の性格を考える上で是非とも踏まえておくべきことがらといえよう。

3 七世紀冒頭・遣隋使段階における倭国と中国の関係

前節までの考察において指摘したように古代日本、朝鮮における天下・中華意識の形成は、中国における五胡諸族の建国した諸国における天下・中華意識の形成と連動するものであったが、しかし、この動きは「夷狄」を出発点にしたという点では同質の、五胡諸国・北朝を母胎とした隋唐帝国の出現によって大きな圧力にさらされることとなる。本節ではその一端を遣隋使の問題との関連で見えてみることにする。

倭国からの中国への使節は倭王武による四七八年の遣使を最後として、以後隋の開皇二〇年（六〇〇）までの一二〇年余の間途絶する。『隋書』巻八一倭国伝には、その開皇二〇年における国交再開時において、倭国使と隋の高祖・文帝との間に交わされた問答を伝え、

開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤、號阿輩雞彌、遣使詣闕。上令所司訪其風俗。使者言、「倭王以天為兄、以日為弟。天未明時出聽政、跣趺坐。日出使停理務、云委我弟。」高祖曰、「此太無義理」。於是訓令改之。とある。日本における遣隋使、遣唐使研究の専門家として著名な増村宏氏は、このときの倭国使の発言に対して、倭国使は文帝から風俗を問われたのでそのまま答えたにすぎないとしている。また、大業三年（六〇七）の際の遣隋使小野妹子がもたらした国書に見える「日出處天子致書日没處天子無恙云々」（『隋書』倭国伝）を念頭に置きながら、開皇二〇年の場合は皇帝と倭国使との間の問答であり、大業三年の国書の場合とは区別すべきであるとす⁽²⁷⁾。

確かに何らかの区別はなすべきであろう。しかし、倭の五王による最後の遣使（四七八年）以来、一二〇年余の沈黙を破って派遣された倭国からの使節の、中国再統一を果たした隋の皇帝たる文帝との間の、それも当時の東アジア世界に王者として君臨している人物との間のやりとりを、風俗を問われたことに對する単なる回答と見なしてよいものであろうか。また、外交の場面における訪問国のリーダーとの間のやりとりを、単なる「問答」と見なすことができるのであろうか。

倭王武による四七八年の遣使以来一二二年ぶりの、この倭国による遣使再開は、西晉崩壊後の、三〇〇年になんなんとする混乱を収束して五八九年、隋が中国を統一したこと、及びその統一のエネルギーが半島にまで及び、高句麗と隋との間に緊迫した事態が生じた状況下に行われたものである。それ故そのような緊迫した状況下における外交の現場において発せられた倭国使の発言は、到底単なる問答などではないと考えられる。このときの倭

国使の回答によれば、倭王は「天の弟」（当時の大王は推古であるので天妹とすべきか）、「日の兄」ということになる。周知のように「天子」は単に「天の子」のみを意味するのではなく、地上世界を統治せよとの天命を受け、天下に君臨する皇帝そのものを意味し、「日」は中国では皇帝そのものを暗喩する用語である。²⁹ また、倭王が「天の弟」ということを、中国的家族制度に基づき天子たる中国皇帝の側からから見れば、倭王は中国皇帝の叔父、叔母の位置に属する尊属ということになり、倭王が「日の兄」ということを「日」と暗喩される中国皇帝の立場から見れば、倭王は中国皇帝の兄ということになる。²⁹

つまり、このことが文帝をして「此太無義理」と言わしめた原因と考えられ、ために前掲の『隋書』倭国伝の記事の末尾に、「於是訓令改之」と見えるような対応が文帝によって採られたと考えられるのである。

このことを念頭において、この開皇二〇年（六〇〇）から七年後の大業三年の際の小野妹子が煬帝にもたらした国書に見える「日出處天子致書日没處天子無恙云々」の記事について考えてみよう。従来の研究ではこの国書の内容が倭国側の対等外交を求めた姿勢が示されたものとする理解が大勢であるが、上で明らかにしたことから踏まえれば、一歩進んでこれは一面では大業三年の遣隋使において倭国側が文帝の訓令を受けて一定の譲歩、修正を行ってきたものと見ることもできる。何故なら大業三年の国書における小野妹子のもたらした国書の内容が、煬帝から見たとき、いかほど不遜なものであろうとも、「日出處天子」「日没處天子」という形でいずれもが「天の子」であると称しており、決して自らを「天の弟」「日の兄」などと称していないからである。そこには開皇二〇年のときに見られたような叔父・甥や兄弟という家族的秩序になぞらえ、倭王を皇帝より上位に位置づけんとする姿勢はなくなっているからである。外交という問題の性質上、大業三年に遣隋使として中国に至った小野妹子が、その七年前の遣使の際、文帝が倭国使に対し「此太無義理」と述べ、天弟・日兄の主張を改めるよう「訓令」したことを認識していなかったということは、ことが国家の浮沈に関わる外交案件であることに思

いを致せばあり得ないことからである。それゆえ、小野妹子がもたらした国書に見える「日出處天子致書日没處天子無恙」の表現は、倭国側が文帝の「於是訓令改之」という下命を踏まえた上で作成したものということになるのである。

ところで先に見たように『隋書』倭国伝によれば、小野妹子のもたらした国書を見た煬帝は、

覽之不悅、謂鴻臚卿曰、蠻夷書有無禮者、勿復以聞。

と述べたとされるが、この状況は、開皇二〇年の遣隋使との問答をへて、それに対してその不合理さを指摘した文帝の場合と似通っている。文帝の場合はその不合理さを改めるよう「訓令」している。文帝がその「訓令」を文書の形で倭国使に手交したのか否かは定かではない。

『隋書』倭国伝に、小野妹子の帰国の際、同行して倭国に至った裴世清が倭国王と会見したことを伝えた記載が見え、そこには、

其王與清相見、大悅曰、「我聞海西有大隋、禮義之國、故遣朝貢。我夷人、僻在海隅、不聞禮義。是以稽留境內、不即相見。今故清道飾館、以待大使。冀聞大國惟新之化。」清答曰、「皇帝德並二儀、澤流四海。以王慕化、故遣行人來此宣諭。

とある。

一方、裴世清は『日本書紀』推古紀の記述によれば、来日の際、煬帝の国書を持参したと伝えられ、またその国書を倭国王に伝達・会見した後のこととして、『隋書』倭国伝には、

其後遣人謂其王曰、朝命既達、請即戒塗。

とある。

これらのことは裴世清の来日が倭国に対する宣諭を旨としたものであったことを示しているが、現行の『隋書』

や『日本書紀』などの史書による限り、そこに「日出處天子致書日没處天子無恙」とある文言に対して無礼であるとした煬帝の意向を伝える倭国王に示された「訓令」にあたる文言は見あたらない。

『隋書』倭国伝によれば、文帝の場合、倭国使の回答に対して「此太無義理」と述べている。煬帝は「覽之不悅、謂鴻臚卿曰、蠻夷書有無禮者、勿復以聞」とあつてあからさまに不快の念を表明している。この文帝と煬帝の対応を比較した場合、その不快の表明は煬帝の方が強くなされているといえよう。

ではこの煬帝の「不快の念」はどのように倭国へと伝達されたのであろうか。小野妹子のときの場合、ことが倭国から送られた国書に対する「不快」であるからには、その伝達が遣隋使（小野妹子）に対してのみにとどめられた、あるいは倭国中枢への伝達を要しないものとして処理されたといったことは考え難いであろう。

しかし、従来の研究はこの点について全く考究することなく、煬帝が「不快」であつたにもかかわらず裴世清を派遣したのは、当時の隋が対高句麗の關係で、その背後に位置する倭国の存在を重視したからであるとす。ただし、こうした理解は十分な解答たり得ない。何故なら、倭国への不快の度合いが煬帝に比べればそれほどもなかつたと考えられる文帝のときの場合でも、具体的なことがらは不明であるが、『隋書』卷八一倭国伝に、

高祖（文帝）曰、「此太無義理」。於是訓令改之。

とあるように、なんらかの「訓令」という形でそれが示されたことが窺えるからである。

さらに、この問題との関連で考究すべきことがら『日本書紀』には記されている。それは煬帝から倭国へ送られた国書には、裴世清が持参したものの他に、もう一つ別の小野妹子に託された煬帝の親書があり、それが小野妹子が帰国の際、百濟によつて盗まれたとする奇妙な記述が『日本書紀』に見えることである。すなわち、推古天皇一六年（六〇八）六月、裴世清一行が難波津に至ったとき、彼らをともなつて倭国に帰着した小野妹子が上奏してきたことを伝えて、『日本書紀』卷二「推古紀」に、

爰妹子臣奏之曰、「臣參還之時、唐帝以書授臣。然經過百濟國之曰、百濟人探以掠取。是以不得上。」於是、群臣議之曰、「夫使人雖死之、不失旨。是使矣何忘之、失大國之書哉。」則坐流刑。時天皇勅之曰、妹子雖有失書之罪、輒不可罪。其大國客等聞之、亦不良。」乃赦之不坐。

とあるのである。この記載からは小野妹子が煬帝から託されたとする親書の具体的内容を知ることが出来ない。しかし、具体的論証はここでは省略するが、その親書こそが先にその存在を想定した、煬帝からの訓令書であったと考えざるを得ないのである。もしこの小野妹子にもたらされた煬帝の書の中に訓令のことが何ら記されていなかったとすれば、そもそも何故煬帝が裴世清と小野妹子との各々に親書を付託したのかという理由が極めて不可解なものとなるであろう。唯一、親書の紛失を恐れ、同一の文書を本国の使節と交渉国から派遣された使節との両名のものに預けるということが想定されるが、中国の外交においてこのようなことが行われた事例を筆者は寡聞にして知らない。よってこうした想定が実際にありえたとは考えがたい。つまり、裴世清と小野妹子のもたらした文書の内容は異なっていたと考えられる。異なっていたとすれば小野妹子の授けられた書は「訓令」の内容を含んでいたと考えられるのである。

前述のように『日本書紀』によればその小野妹子の書が百済によって奪われたという。何故そのようなことが生じたのかということについては、種々の説があるが、いまはその詳細には立ち入らない。百済によって奪われたという説も成り立ちうるであろうし、小野妹子や倭国の中枢がその書を破棄したということも考えられるであろう。⁽³²⁾ただし、煬帝が小野妹子に授けた書にいかなる内容のことが書かれていたのかということについて、小野妹子が関知していなかったということはあり得ないであろう。また、小野妹子がその書の内容を知っていたならば、小野妹子は使節の使命として当然そのことを何らかの形で倭国中枢に伝達したはずであるから、倭国中枢もまたそのことを知ることになったであろう。つまり、国書の紛失の存否に関わりなく、小野妹子の持参した国書

の内容自体は倭国中枢に伝達されていたと想定されるのである。

そうでなければ、そもそも小野妹子失書に対して一旦流罪と決した群臣の議を大王自ら勅命を下して覆し、小野妹子を赦免するということは考えがたいであろう。また、『日本書紀』推古紀には、裴世清の帰国時のこととして、

唐客裴世清罷歸。則復以小野妹子爲大使。

とあるように、不可解なことに小野妹子は、煬帝の書を紛失するという外交上の大失態を演じたにもかかわらず、その罪が異例の形で免ぜられたのみならず、裴世清が隋に帰国する際、再び「遣隋大使」に任ぜられ、中国へ派遣されているのである。つまり、聖徳太子などの倭国中枢は小野妹子が失ったとされる煬帝からの書の内容が隋からの「訓令」にわたるものであったことを必ずや認識していたと考えられるのである。

4 倭国と唐との「争礼」

先掲の裴世清帰国の際のことを記した『日本書紀』卷二二推古紀の記載には、

唐客裴世清罷歸。則復以小野妹子爲大使。吉士雄成小使。福利爲通事。副于唐客。而遣之。爰聘唐帝。其辭曰、東天皇敬白西皇帝。使人鴻臚寺掌客裴世清等至、久憶方解。季秋薄冷、尊如何。想清念。此即如常。今遣大禮蘇因高、大禮乎那利等。謹白不具。

とある。ここに「天皇」、「皇帝」、「謹白」などの表現が見えることなどから、この国書で倭王は隋の皇帝を先輩か兄に見立て、倭国の王が隋の皇帝と対等であることを改めて主張している。この際、そこに史上初めて日本における政治的リーダーとしての「天皇」という呼称が用いられていることは注目に値する。つまり、天皇という

呼称はまず外交文書で使われはじめ、従来の大王者あるいはオオキミと併用されながら国内で通用するようになったのではないか、そして、やがて律令の中で天皇号として定着するようになったと考えられるのである。⁽³³⁾

換言すれば、倭国は自国におけるそれまでの天下意識の形成を踏まえ、遣隋使を派遣した当初、「天弟、日兄」の立場をとったため、文帝の訓令を受け、「天子」という表現を和らげた隋の天子と対等の称号を名乗った。しかしその後再び今度は煬帝から「訓令」を受け、それを受ける形で「謹白」などの表現を用い、隋の皇帝を先輩か兄に見立てこの問題を処理しようとした、その過程で「天皇」の用語がもちいられる段階に至ったと考えられるのである。

そこには、南北朝の混乱を終息せしめ、新たに中国を再統一した隋に対し、倭国が一定の譲歩を示しつつも、一貫して強い自己主張を貫いていることが窺える。この自己主張の貫徹は朝貢国に対し、臣礼をとることを求める中国の立場から見たとき、容認しがたい姿勢ということになるであろう。先に見た煬帝の不快もそれと同根の政治理念から生じていたものと言える。

それ故、このような形での裴世清の帰国は再び隋側の反撥を呼び起こすものとなった可能性がある。しかし、『隋書』をはじめとした当時の関係史料は、このことについて語るものがない。史料の欠落という可能性もあるが、おそらくそこには、隋が高句麗遠征の混乱の中で滅亡していったことが、大きく関係していると想定される。

因みに小野妹子が隋にもたらした国書に見える「日出」「日没」の表現について、古来より、倭国の隋に対する優位性を打ち出したものとする理解がある。しかし近年では、そのような狙いはなかったとする理解が強まっていると考えられる。⁽³⁴⁾しかし、上述の『日本書紀』推古紀に見える「東天皇敬白西皇帝」に改竄などが加えられていないとすれば、「日出」「日没」の表現の表現を「東・西」に改めたのはそれなりの意味があると考えざるべきであろう。前節で引用した『隋書』倭国伝に開皇二〇年のこととして見える倭国使の言に「日出使停理務」と見え、

同伝に見える大業三年の国書に「日出処天子」とあるように倭国は、「日」、「日出」ということに大きな意味を持たせていたと考えられる。これは「卑弥呼（日の御子）」の用語にも見えるように単にこのときの倭国のみの方勢というより、いわば倭国の建国以来のことであつたと考えられる。さらに、中国の政治思想に拠れば、天下の外側には四海が広がっており、いわゆる夷狄はその地に居住するものとされていた。その四海とは、日の照らすことのない暗闇の世界であり、鬼畜の住処ともされていた。いわゆる『魏志倭人伝』の正式名称が『三国志』魏書東夷伝倭人条であることを踏まえれば、倭国もまたそのような存在として、中国側から認識されていたといえる。その倭国が「日出処天子致書日没処天子」とする国書をもたらしただということ、倭国は「日の照らす」世界の一員であり、夷狄ではないと主張したに等しい。

とすれば、そのような主張が端的には見られない「東天皇」という形の表現が採用されたということは、その主張を上回る別の力が働いたとすべきであろう。つまり、少なくとも隋側は「日出・日没」という表現にもこだわつたと想定されるのである。

ところで、先に述べたように隋と倭国との交渉は、隋による高句麗遠征、隋末の反乱・隋の滅亡によつて終止符を打たれるが、唐が建国されても、しばらく両国間の政治交渉は実現しなかつた。それが再開されたのは、唐が建国されて十年以上のちのことである。

『旧唐書』倭国伝には、貞觀五年（六三二）のこととして、

（太宗）遣新州刺史高表仁、持節往撫之（倭国のこと）。表仁無綏遠之才、与王子（他の関係史料は王子を全て王とする）争礼、不宣朝命而還。

とある。ここに見える礼とは何であろうか。この時期より後のものであるが、『大唐開元礼』卷二一九嘉礼・皇帝遣使詣蕃宣勞の条に、

執事者引蕃主迎使者於門外之南、北面再拜。使者不答拜。……使者称有詔。蕃主再拜。使者宣詔訖、蕃主又再拜。執事者引蕃主、進使者前、北面受詔書。……

とあり、開元礼においては蕃国を皇帝の使者が訪うたとき、使者は蕃国側の再拜に答えず、皇帝の詔書を宣し、蕃国側は北面して詔書を受けることになっていた。六三一年の段階においても、この点に大きな相違はなかったであろう。⁽³⁵⁾『隋書』倭国伝に拠れば、六〇八年に来日した隋使・裴世清は大礼の哥多毗の率いる二百余騎の迎えを受けて飛鳥の都に入り、その後、

其王與清相見、大悦曰、「我聞海西有大隋、禮義之國、故遣朝貢。我夷人、僻在海隅、不聞禮義。是以稽留境內、不即相見。今故清道飾館、以待大使。冀聞大國惟新之化。」清答曰、「皇帝德並二儀、澤流四海。以王慕化、故遣行人來此宣諭。」

とあるように、倭王と会し、その際倭王は夷人と称し、さらに裴世清はそれに答えて宣諭したとしている。また同じ『隋書』倭国伝には、裴世清がこの倭王との会見の後のこととして、

其後遣人謂其王曰、朝命既達、請即戒塗。

としている。すなわち、裴世清は、朝命、則ち煬帝の命令は既に伝えたので帰国したい、と述べているのであるが、とすれば裴世清はこの時点で、使者として「朝命」を伝達すること、すなわち倭王に対する「宣諭」の役割は遂行されたという認識を持つていたことを示している。先に挙げた『旧唐書』に見える高表仁の場合は、後には「綏遠の才が無かった」という評価を下されることになるが、「争礼」前の時点でそうした評価が存在したわけではなく、また、高表仁自身はこの「争礼」の時点で未だ「朝命」を伝達していないと考えていたはずである。にも関わらず彼が「争礼」を起こしたということは、高表仁には「朝命」伝達の前段において、倭国側に何らかの「非礼」にわたる対応があったとする認識があったことが窺える。その際、その「非礼」とは、彼が唐使とし

て倭国に來朝していることを考えれば、単なる使節個人に対する待遇の如何といったようなことであつたとは考
えがたい。そこには唐の体面に関わる問題が存在していたと考えざるを得ないであろう。それ故、倭国側と紛糾
が生じ、「朝命」を達することなく帰国することとなつたが、『旧唐書』はそれをとらえて「綏遠の才が無かつた」
としているわけである。とすれば、『旧唐書』に述べられていることを意を持って汲み取れば、『旧唐書』には「高
表仁は唐の体面に関わる「礼」にこだわつて争いを引き起し、結果、「朝命」を達せず帰国することになつたが、
これは高表仁に夷狄を綏撫する才がなかつたからであり、夷狄に対する綏撫には深慮が必要である。」ということ
が述べられていることにならう。

ところで、所謂遣唐使は六三〇〜八九四年の二六〇年間に一八回が計画され、うち一五回が実行に移された。
また、この一五回の遣唐使の帰国にもなつて唐帝の意を帶して勅使が來日したのは、六三二年の高表仁、七七
八年の趙宝英の場合の計二回のみである。つまり、唐使趙宝英の來日は（ただし、趙宝英は遭難し、実際に來日
したのはその部下の孫興進）、高表仁以來、實に一世紀半ぶりのことであつた。このとき、その唐使をどのような
形で迎えるべきか議論が興り、唐使とともに帰国した遣唐使判官小野滋野は諸蕃国（新羅や渤海など）の礼と同
じく接遇すべきを主張し、中納言石上宅嗣は蕃主が皇帝の使者を迎える礼を迎えるべきであると主張している。
先に述べた『日本書紀』と『隋書』に見える遣唐使関係の記載には相互に矛盾する点が多く、果たして実態が
どのようなものであつたのか不明な点が多い。³⁶ただ、これらの矛盾および上述の唐の時代の唐使趙宝英の來日の
際の議論を踏まえると、高表仁來日の際の争礼とは、開元令のいう嘉礼に関わるものであり、そこに両者の体面
の問題が存在していたことが窺えるのである。

5 唐・高句麗・百濟・新羅の動向と白村江の戦い

北魏孝文帝の洛陽遷都の頃、明確な形でその方向性が示され始めた北朝による中国再統一への動きは、北魏末の動乱によって一頓挫するが、北周が北斉を滅ぼして華北を統一すると、再びその動きを強め、北朝最後の王朝隋による統一に至る。³⁷⁾

中国再統一の直前、隋が北周にかわって建国（五八一年）すると、その強大化を恐れた高句麗や百濟は、南朝の陳との結びつきを強めた。当時、隋は東アジアにおいて圧倒的な国威を保持していた。にもかかわらず高句麗・百濟がそのような動きに出たのは、強大な隋に脅威をいだいたからと考えられる。

五八九年、隋が陳を平定すると、百濟・新羅は隋に遣使し、隋との関係を取り結ぶことに成功する。しかし、高句麗はこれに反して隋による中国再統一に脅威をいだき、軍備を増強して国防に努めるようになる。

漢の武帝による朝鮮四郡の設置以降における中国の朝鮮半島に対する支配は、三一三年にそれまでの朝鮮支配の拠点であった楽浪郡が高句麗に滅ぼされて以降、途絶していた。しかし、隋では当時、三〇〇年の混乱を経て実現した中国再統一の機運を受けて、蕃国でありながら定められた歳貢を実行しない高句麗に対する膺懲の議論が活発になってきていた。³⁸⁾ 一方、五九八年、高句麗は靺鞨万余騎を率いて遼西に侵入し、六〇七年には隋の北方にあつて隋を牽制する突厥と高句麗との連繫工作が隋の知るところとなったことなど、隋と高句麗との関係は悪化の一途を辿っていた。

また、朝鮮半島の状況も、百濟・新羅を軍事的に圧倒した五世紀までの高句麗優勢の状況から、高句麗、百濟、新羅の三国が鼎立する、とめどもない抗争の段階へと推移していた。当初、三韓の一である馬韓の中から興った百濟は、その王である近肖古のとき（三七一年）高句麗領となっていた平壤を陥落させるほどの勢威を示すが、

阿華王の代となると逆に高句麗に敗れ、前に述べたように「奴客」として高句麗太王に跪くことになった（三九六年）。さらに、四七五年には高句麗の攻撃をうけ亡国の瀬戸際に立たされるが、その後態勢を立て直し、四九五年に百済王は南朝の齊に遣使し、高句麗や倭国のように自己の配下に対し、中国王朝の将軍号や王爵などの官爵を賜うよう求めるようになるまで勢いを盛り返すのである。

また、かつて高句麗の属民であった新羅は（好太王碑一面）、六世紀初めになると五〇三年に建立された迎日冷水新羅碑の記載で至都盧葛文王が智証王と称し、五二四年に建立された蔚珍鳳坪新羅碑の記載では牟即智寐錦王が法興王と称しているように、中国的かつ仏教的王号を称するようになっていく。さらに法興王の二三年（五三六）には、始めて新羅独自の年号を建て建元元年と称すまでに至り、高句麗・百済を攻め、朝鮮半島に確固たる基盤を築き、益々その勢威を拡張しつつあった。

隋が建国した頃の半島の状況はこのように、これら三国がそれぞれ鎬を削り合っていたのであるが、中国では隋唐の統一、拡大が一方で進行していたのであり、この中朝の關係は、相互に絡み合いながら七世紀の隋による高句麗討伐、隋の滅亡、唐の建国、唐による高句麗討伐、百済の滅亡、白村江の戦い、高句麗の滅亡、新羅による半島の統一へと展開して行ったのである。

六二二年、隋の煬帝は二百万と号する大軍を派遣し、高句麗を討った。これは隋から見たとき、突厥との連繫を企図する高句麗に対する懲罰戦という性格を持ち、また、既に高句麗との關係の險悪さが進行していた新羅・百済両国からの高句麗討伐に対する要請にもこたえるものでもあった。しかし、高句麗は遼東城での籠城や乙支文徳率いる醜水（清川江）の戦いなどで隋軍を撃退することに成功する。その後も高句麗は再三隋軍の侵入を退け、遂に六一八年、隋は国内の反乱などで滅亡し、唐が建国されることになる。

その後、朝鮮三国間の抗争はいっそう激化し、また、唐が東アジアにおける国際秩序の構築のために半島への

関与を強めたので、高句麗では六四二年に泉蓋蘇文が高句麗王であった栄留王を弑し、宝蔵王を擁立して臨戦体制を整えた。その結果、六四五年以後、高句麗は五度にわたり唐の遼東攻撃を退けることに成功する。しかし、六六五年に泉蓋蘇文が死去すると、彼の子供たちの間に対立が生じ、これが契機となって高句麗の戦時体制が動揺することとなった。結局、この動揺に乗じて、唐は高句麗を攻め、隋以来六十有余年に互たる歳月に及ぶ抗争を経て、六六八年、高句麗を滅ぼすことに成功するのである。

古代日本の国家形成の転機ともいべき白村江の戦いは、唐によるこの対高句麗戦の南方戦線における戦いという様相を示している。

唐の場合と異なり、隋による三度に及ぶ高句麗遠征は、百済への侵攻をとまなうものではなかった。しかし、唐による高句麗遠征は、高句麗の南方にある百済を衝くという側面も有するものになる。それは六四三年に唐の太宗が救援を求めてきた新羅の使者に、百済は海を頼みとしているが朕は水軍数万をもって攻めることもできると述べていることなどに示され始める(『新唐書』卷三二〇高麗伝)。ただし、太宗の時点における唐の主敵はあくまでも高句麗であり、徐々に新羅との連合へ傾斜しつつも、いまだ百済を敵視する段階にまでは至って居らず、むしろ対高句麗戦争遂行の上で、百済に唐側に加わるよう慫慂している段階にあり、こうした方針は太宗の治世が終わるまで変化することはなかった。

しかし、新羅の金春秋が唐との同盟関係を成し遂げ、唐風の制度改革に着手し、さらに高宗の段階になって、新羅が高宗の年号である永徽の年号を採用、唐の制度を導入する段階に到ると、様相は大きく変わってくることとなった。

先に見たように百済は倭国と同様、南北朝時代にあつては南朝と深いつながりを持ち、北朝と交流することはほとんどなかった。それ故、北朝の継承国家としての隋唐との間に十全な意味での親しい関係を確立できない歴

史的状況下にあった。また、隋の高句麗遠征時において、隋を支持することを表明してはいたが、それはその本心から出たものではなく、時勢を觀望する対応から出たものであったといえる。また、隋が高句麗を討つて、結局滅亡したことも、唐による高句麗遠征に際しての百済の対応に大きな影響を及ぼしていたと考えられる。すなわち、百済は、唐にとつても高句麗を攻略することは容易ではない、とすればその状況を利用して、宿敵である新羅を討とうとしていたと考えられ、この時期、百済が唐に朝貢することを取りやめていた背景にも、そうした百済の配慮が働いていたと想定されるのである。

このような状況を受けて、唐が百済に対する方針を明確に変更することを告げたのは永徽二年（六五二）のことであった。そのことを伝えて、『旧唐書』卷一九九上百済伝に、高宗が百済王に与えた璽書が見え、その一節に、
王（百済王）若不從進止、朕（高宗）已依法敏（新羅使金法敏）所請、任其与王決戰。亦令高麗約束、不許遠相救恤。高麗若承命、即令契丹諸蕃、渡遼澤入抄掠。王、可深思朕言、自求多福、審凶良策、無貽後悔。とある。これに拠れば、このときすでに唐は百済が高句麗と結んでいることをも認識していたことが窺えよう。

このような推移の後、結局、百済は六六〇年、唐によって滅ぼされることになるのであるが、周知の如く所謂白村江の戦いは、このとき、百済を滅ぼし百済の故地にあった唐軍とそれを後援した新羅の勢力が、百済復興を企てた余豊、およびそれに与した倭国軍との間で交えた戦いであり、倭国はこの戦いで壊滅的な敗戦を蒙ることになる。この戦いにおいて百済・倭国が壊滅的敗戦を蒙つたのは、倭国軍が寄せ集めの軍隊であったため、充分な統制がとれていなかったからである、いや統率された軍隊であり、むしろ倭国が百済救援よりも、この機に乗じて新羅から領土を奪うことに執着したからであるなど、研究者間では対立的な見解が存在するが、³⁹⁾ともかくもこの敗戦が、倭国に自国にも唐の鋭鋒が及ぶとする深甚な脅威を抱かしめることとなったことは動かしがたい事実である。

唐はその後、六六八年、高句麗を滅ぼすことに成功し、その都平壤に安東都護府をおいたが、高句麗遺民の復興運動や朝鮮半島の統一を志向する新羅との戦いに敗れ、六七六年に安東都護府を遼東に移すこととなる。

翻つて考えるに、唐の高句麗遠征は、高句麗に対する昔年の遺恨を果たすこと、中国旧領の回復などにその目的があったが、しかしそうした目的の中にあつて、第一のものは、唐を中心とした東アジアにおける国際秩序構築にあつたといえる。新羅や百濟、さらには倭国にはそもそも自国を中心としたそうした国際秩序構築の意図はなく、当時これらの諸国に存在したのは、半島における、あるいは自国の権益の拡大、保持にその最大の狙いがあった。従つて、最終的に、七世紀における諸国間の抗争が、新羅による半島の領有に帰結したとしても、それは唐にとつて新羅が唐の国際秩序を認める冊封国である限り、利点のある終息であつたといえるであろう。

一方、新羅による半島の統一とともに、唐の脅威が薄らいでいった倭国では、臨戦態勢下において実現した天皇を中心とした律令体制を完成させることに成功し、新たな国号「日本」を制定するに到る。日本はこのような過程をへて政治的自立を達成したのである。

では、このような半島、及び古代日本における推移は東アジア、北アジア全体の動向とどのような関わりをもつていたのであろうか。次に節を改めて、この点について考え、小論のまとめにかえたい。

6 世界秩序の変貌―魏晋南朝と北朝隋唐―

所謂魏晋南北朝時代にあつては中国との間で冊封関係（朝貢関係）を結んだ周辺諸国のリーダーが、漢代のよくな王号などの爵位のみならず官職をも受けて中国王朝の臣下となるという現象が広範に見られた。倭国王が王号のみならず將軍号や都督号を与えられていることなどにもそうした現象が端的に示されているが、それはこの

時代における中国の王朝権力の弱体化と、中国王朝がそうした状況を踏まえつつ周辺諸国をその体制へと取り込もうとした意図の存在とによって促進されたものである。

しかし、一方でこれを胡族をはじめとした諸民族の側から見たとき、それは諸民族の自立への動きと併行するものでもあったのである。後漢後期には既にその様相を見せていた匈奴・鮮卑など所謂五胡の移動・侵入はその後、五胡十六国の成立、北朝の出現へと展開し、北朝の拡大を懼れた南朝は北朝を封じ込めるための国際的包囲網の形成を企図する。四五〇年、北魏の世祖太武帝は五〇万の大軍を発して南朝の宋を攻め、長江の北岸にまで達したとき、宋の太祖に手紙を送り、その中で、

頃、関中蓋呉反逆、扇動隴右氐羌、彼復使人就而誘勸之。……彼往日北通芮芮(モンゴル高原にあった柔然のこと)、西結赫連(十六国の一・夏国を建国した匈奴赫連氏)、蒙遜(河西地帯にあった匈奴・沮渠蒙遜のこと)、吐谷渾(中国の西部・青海省の地にあった鮮卑)、東連馮弘(十六国の一・北燕の主)、高麗(高句麗)。凡此数国、我皆滅之。

と述べているが『宋書』卷九五索虜伝、これは南朝の宋の時代におけるそうした動きをうかがわせるものである。上で述べた四五〇年における北魏の長江北岸にまで至る南侵もそうした状況を生む上で大きな役割を演じることになった。

いまそうした南朝を中心とした体制の衰退の一面を具体的な事例をあげて見てみよう。所謂倭の五王の時代の山東半島は倭国をはじめとして東夷の諸国の南朝への使節派遣において、その中継地点として極めて大きな役割を果たしていた。そして、四一三年から倭国の南朝への使節の派遣が始まるのも、東晋の將軍であつた劉裕がその地にあつて鮮卑慕容部が建国していた南燕を滅ぼし(四一〇)、山東の地を領有した⁴⁰ことと関連しているが、その山東半島の地は、四六九年正月以降、今度は北魏の領有するところとなる。

それまで南朝領であつた山東半島を手中にした北魏は、早速その経営に乗り出している。すなわち、その翌年

(北魏皇興四年)にはそこに新たに光州という州を設置し、その五年後の延興五年(四七五)には軍鎮を置き、その支配を一段と強化しているのである。以後北魏はここを基地として南朝へ朝貢する東夷の船舶を厳しく監視するようになった。

そのため、東夷の諸国から南朝へ送られた使節や南朝からの答礼使が、山東の沿岸で遊弋する北魏の船舶によって拿捕されるという事態まで生じるようになる。また皇興三年(四六九)二月には、柔然、高句麗、庫莫奚、契丹等の北アジア、東北アジアの諸国が相繼いで北魏に朝貢するが、これらの遣使は、北東アジア地域の諸国が南朝に朝貢する際のセンターとしての役割を果たしていた山東の地が、その前月に陥落したことに触発されたものであろう。これは逆に見れば山東半島が魏領となることが東夷諸国にとつてどれほど重大な意味をもつものであったかを示している。また、高句麗はその二年後に皇帝の位についた北魏孝文帝のとき、それまでの貢献品の額を倍増しているが、このことも山東の陥落と無関係ではないであらう。

つまり、この五世紀の後半の時点で、南朝が目指した国際連携のもとでの北朝の封じ込めという施策は、その東部戦線においてその連環が断ち切られたことがわかるのである。

ではその西部戦線はどのように推移していったのであろうか。当時、西部の吐谷渾や河西回廊の勢力、さらには北方の柔然の勢力との連絡に大きな役割を果たしていたのは長江上流の四川の地であったが、この地も長い南北抗争の末、南北朝の後半には北朝の勢力の傘下に組み込まれることになる。それは西魏廢帝二年(五五三)のことであったが、このとき江南は北方から帰順した胡族の將軍である侯景の起こした乱による混乱の中にあつた。当時征西大將軍として四川の地にあつた梁の武帝の八男である武陵王紀は五五二年八月、軍を率いて東下し、湖南の地を図ろうとした。当時湖南の地には武帝の七男である湘東王繹(後の元帝)がいたが、彼は憂慮して救いを北方の西魏に求め、四川の地を背後から撃つことを求めた。これに対し西魏では將軍尉遲迥を派して四川を討

つ計を定め、翌年三月、軍を起こす。武陵王は防戦に努めたが、結局八月成都は陥落し、四川は北朝の西魏の領有に帰し、南朝は対北朝の国際戦略上の重要拠点である四川の地をこうして喪失したのである。

このような流れを受けて、南北朝時代は最終的に北朝最後の王朝である隋による中国再統一へと帰結して行く(突厥との関係については紙数の都合で省略する)。このことを南朝の側から見るとき、それは南朝を中心とした世界システムの崩壊を意味していたといえるであろう。

北朝の拡大、隋唐帝国の出現は南朝のみに影響を及ぼしたのではない。先に取り上げた北魏太武帝が宋の太祖に送った手紙にも見えるように、それまで南朝と連動、あるいはその傘下にあつた柔然、吐谷渾、雲南爨蛮(雲南にあつた南蛮勢力、高句麗、百濟などの諸勢力は唐代にかけて相継いで滅亡する。一方で、それら諸勢力の背後にあつて勢力を蓄積してきていた突厥、吐蕃(チベットで興起)、南詔(雲南で興起)、渤海、新羅、日本などが興隆してくるのである。その場合、これら諸勢力の興隆は、先に述べた南北朝時代における西部戦線、東部戦線、さらには北部戦線の展開の延長において生じたと考えることが出来る。隋による華北統一以後、その統一のエネルギーが東方の半島に及び、高句麗遠征、半島諸国の興亡、白村江の戦いなどが生じたことはすでに述べたところであるが、もう一つの事例としていま西部戦線における四川陥落後の歴史がその後どのように展開したかを、雲南の状況を概観することを通して見てみよう。

南北朝時代の雲南は寧州と称されていたが、実質的には所謂小爨碑や大爨碑を通じて史上にその名を伝える昆明や曲靖地域を基盤とする爨氏勢力と、大理地域を基盤とする張氏勢力によって支配されていた。

これらの勢力は、『資治通鑑』巻一七八、隋紀二、開皇一七年(五九七)二月の条に、北周を受けた隋が中国統一後、雲南に派兵したことを伝えて、

癸未、太平公史万歳、擊南寧羌平之。初梁睿之克王謙也、西南夷獠莫不歸附。唯南寧州酋帥爨震恃遠不服。

睿上疏以為、南寧州、漢世牂柯之地。戸口殷衆、金宝富饒。梁南寧州刺史徐文盛為湘東王徵赴荊州。屬東夏尚阻、未遑遠略。土民爨瓚遂竊據一方。國家遙授刺史、其子震相承至今。而震臣礼多虧、貢賦不入。乞因平蜀之衆、略定南寧。其後南寧夷爨翫來降、拜昆州刺史。既而復叛。乃以左領軍將軍史万歲為行軍總管、帥衆擊之。入自蜻蛉川、至于南中。夷人前後屯據要害、万歲皆擊破之、過諸葛亮紀功碑、渡西洱河、入渠濫川。行千余里、破其三十余部。虜獲男女二万余口。諸夷大懼、遣使請降。獻明珠径寸。於是勒石頌美隋德。詔許之。爨翫陰有貳心、不欲詣闕、賂万歲以金宝。万歲於是捨翫而還。

とあるように、四川を平定した隋が、その矛先を雲南に向け、雋州方面から会同路をへて侵攻、大理地域の諸部を平定し、ついで東方の昆明盆地の爨氏勢力を抑えたことに見られるように、大きな打撃をこうむることになる。ここに見える爨翫はその後再び叛くが、結局翌年には捕殺され、その子らも奴隸とされている(『新唐書』卷二二下、南蛮伝下)。西南中国民族史研究の専門家である藤沢義美氏は、その高著『西南民族史の研究』において、この史万歳の進攻によって、南北朝の間、ほとんど中国王朝の勢力が及ばず、「太平の夢をむさぼっていた」大理地域の勢力は大打撃をこうむり、そのため大理地域を基盤とする張氏勢力は以後衰退していったと考えられ、同じく昆明地域の爨氏勢力にも大きな打撃が加えられたとされている¹⁾。

その後、雲南は唐の時代になって、太宗の貞観末に梁建方の大征討を受け、さらに高宗の永徽初年には趙孝祖の大征討を受けることになる。この唐の雲南経営の推進によって、雲南は巨大な力にさらされることとなり、ために大理地域の張氏勢力は没落の一途を辿り、かわって諸勢力の割拠対立が生じ、そこから南詔蒙氏の台頭が生じたのである。

以上、中国再統一過程における南北朝時代の四川地域における西部戦線が、隋の統一によって、「夷狄」の地である雲南にまで及び、それが雲南における旧勢力の滅亡と新興勢力としての南詔の興起へと展開したことを述べ

たが、その過程は南北朝時代における東部戦線が、隋の統一を契機として半島にまで及び、高句麗や百済の衰退、滅亡、後発勢力としての新羅による半島の統一に至る過程と、酷似しているといえよう。

このような視点に立ったとき、筆者は倭国が遣隋使、遣唐使の派遣を通じて、国制の大改革を実施し、白村江の戦いによる敗戦を一つの主要な契機として古代律令制国家を完成させ、国号を日本と称した動きもまた、そのような東アジアを含む東部ユーラシア全体の動きのなかにおいて捉えるべきものであると考えるのである。

翻つて考えるに、夷狄であつた五胡の中から出現した鮮卑拓跋部が北魏を建国し、南北朝時代になると南朝と同じく正統王朝であることを示す北朝の呼称をもつて中国の士大夫からも認知されるようになり、その北朝を受けた隋唐が中国の正統王朝となるという逆転現象、隋唐の文化、国制に見出される胡俗文化の影響などに注目するとき、秦漢から魏晋へと受け継がれてきた中国史の流れはここにいたつて一転し、従来非正統なところに生じた流れが正統となるという、極めて興味深い展開をこの時代の歴史は示しているといえる。

また、本稿において筆者は古代日本における歴史展開をその中華意識の形成という観点から考察したが、その軌跡を五胡・北朝・隋唐に至る中国史の展開と比較するとき、秦漢魏晋の秩序から見ると、同じく夷狄であつたものが、それぞれに「中華」となるという点で（「東夷としての倭から中華としての日本へ」と「五胡から中華への変身」）、両者は相似た軌跡を描いたのである。そしてこの軌跡の類似は、今まで述べてきたことを踏まえると、決して偶然に生じた類似ではないといえるのである。すなわち、五胡・北朝・隋唐と古代日本は、秦漢帝国を母胎として、その冊封を受けるといふ形で魏晋南朝的システムの中から成長し、それを突き崩しつつ出現した、という面で共通した側面をもつ国家群であつたといえるのであり、七世紀東アジアの国際秩序は、マクロな視点から捉えたときそのような過程をへて創成されたものと考えられるのである。

註

- (1) このとき帥升等は、一六〇人の生口を献じている。この数はこのときから一三〇年後の卑弥呼の献上数一〇人を大きく上回っている。それだけに帥升等の勢力はかなりの程度のものであったと想定されるが、にもかかわらず倭国王に冊封されたことは記されていない。ここには何らかの理由があると思われるが、そのような冊封の事実があったとすれば、それが記録されなかったということは想定しにくい。なお、拙稿「倭国における対外交渉の変遷について―中華意識の形成と太宰府の成立との関連から見た―」（『史淵』一四三輯、二〇〇六年）をも合わせ参照されたい。
- (2) 五七年に奴国王は王号を与えられているが、周知のようにこれは倭国の王に冊封されたわけではない。ただし、当時の日本に存在した諸国内、奴国の王のみがこのとき王に封ぜられていることは、当時の奴国王の勢威が他の諸国に比して抜きんでていたことを想定せしめる。なお、この点については前掲註1拙稿参照。
- (3) 遣隋使の国書についての私見は、拙稿「隋書倭国伝と日本書紀推古紀の記述をめぐって―遣隋使覚書―」（『史淵』一四一輯、二〇〇四年）で述べた。
- (4) 二六六年以降の二八〇年、西晋は呉を滅ぼし天下を統一する。その後、四世紀初頭の八王の乱の勃発まで、西晋は中央において混乱の芽が生じていたが、繁栄していた。それ故、二六六年から三〇〇年までの間に、倭国使が朝貢した可能性はある。拙著『魏晋南北朝時代の民族問題』（汲古書院、一九九八年）五三八頁参照。原載「倭の五王による劉宋遣使の開始とその終焉」（『東方学』七六輯、一九八八年）
- (5) 前掲註4拙稿参照。
- (6) 前掲註4拙稿参照。
- (7) 『梁書』巻五四倭伝に「齊建元中、除武持節督倭新羅任那伽羅秦韓慕韓六国諸軍事、鎮東大將軍。高祖即位、進武号征東大將軍」などとある。
- (8) 李成市『古代東アジアの民族と国家』第一章「高句麗と日隋外交」（岩波書店、一九九八年）参照。
- (9) 拙著『中華の崩壊と拡大―魏晋南北朝』（講談社、二〇〇五年）第九章第三節「倭の五王の時代」、第四節「倭国と天下」、および拙稿「漢唐間における「新」中華意識―古代日本・朝鮮と中国との関連をめぐって―」（『九州大学東洋史論集』三〇号、九州大学文学部東洋史研究会、二〇〇二年）参照。

- (10) 前掲註9 拙稿参照。
- (11) 前掲註3 拙稿参照。
- (12) 前掲註1 拙稿参照。
- (13) 西嶋定生『倭国の誕生』（東京大学出版会、一九九九年）参照。
- (14) 前掲註1 拙稿参照。
- (15) 大庭脩『親魏倭王』（学生社、一九七一年）、西嶋定生『中国古代国家と東アジア世界』（東京大学出版会、一九八三年）第二編第一部第三章「親魏倭王冊封に至る東アジアの情勢」等参照。
- (16) 前掲註4 参照。
- (17) この年、高句麗も東晋に遣使している。この頃、高句麗と倭国が交戦状態にあったことから、この年の倭国使を高句麗が同伴した倭国捕虜とする説もある。坂本義種『倭の五王―空白の五世紀』（教育社、一九八一年）第一章「東晋交渉の謎」参照。こうした考えに対する私見は、鈴木靖民他編『アジアからみた古代日本』（新版古代の日本）二、角川書店、一九九二年）「倭国の四一三年東晋遣使」で述べた。なお、池田温『東アジアの文化交流史』（吉川弘文館、二〇〇二年）「義熙九年倭国献方物をめぐって」をも参照。
- (18) 『宋書』倭国伝に、「順帝昇明二年、遣使上表曰。封国偏遠、作藩于外。自昔祖禰、躬撰甲冑、拔涉山川、不遑寧処。東征毛人五十五国、西服衆夷六十六国、渡平海北九十五国。王道融泰、廓土遐畿。累葉朝宗、不愆于歲。臣雖下愚、忝胤先緒、驅率所統、婦崇天極」とある。
- (19) 辛亥年、七月中記。乎獲居臣、上祖名意富比埵、其兒多加利足尼、其兒弓已加利獲居、其兒多加披次獲居、其兒多沙鬼獲居、其兒半弓比、其兒名加差披余、其兒名乎獲居臣。世々為杖刀人首、奉事来至今。獲加多支鹵大王寺、在斯鬼宮時、吾左治天下、令作此百練利刀、記吾奉事根原也。（稻荷山古墳出土鉄劍銘文）
治天下獲加多支鹵大王世、奉事典曹人、名无利弓、八月中、用大鑄釜并四尺廷刀、八十練六十摺三寸上好□刀。服此刀者長壽、子孫注々得三恩也。不失其所統。作刀者名伊太□、書者張安也。（船山古墳出土鉄劍銘文）
- (20) 西嶋定生『日本歴史の国際環境』（東京大学出版会、一九八五年）参照。
- (21) 山田統「天下という觀念と国家の形成」（初出一九四九年、『山田統著作集』、明治書院、一九八一年、第一卷所収）、渡辺信一

- 郎『中国古代の王権と天下秩序―日中比較史の視点から』（校倉書房、二〇〇三年）等参照。
- (22) この倭王の天下はこの時点で倭国の支配下に入っていた領域のみを指していたわけはなく、先に見た「毛人五十五国、衆夷六十六国、海北九十五国」をも含むものであったであろう。この点に関しては、川本芳昭「漢唐間における「新」中華意識の形成―古代日本・朝鮮と中国との関連をめぐって―」（九州大学東洋史論集）三〇号、二〇〇二年）参照。
- (23) 武田幸男『高句麗史と東アジア』（岩波書店、一九八九年）参照。
- (24) 例えば新羅には、『三国史記』卷三四雜志第三地理一に、「後与大唐、侵滅二邦、平其土地、遂置九州。本国界内置三州。王城東北当唐恩浦路曰尚州。王城南曰良州。西曰康州。於故百济国界置三州。百济故城北熊津口曰熊州。次西南曰全州。次南曰武州。於故高句麗南界置三州。従西第一曰漢州。次東曰朔州。又次東曰溟州。九州所管郡県、無慮四百五十。新羅地理之広袤、斯為極盛。」とあるように、王城や九州の考えがあった。なお、拙著『中華の崩壊と拡大―魏晋南北朝―』（講談社、二〇〇五年）、前掲拙稿「漢唐間における「新」中華意識の形成―古代日本・朝鮮と中国との関連をめぐって―」をも参照されたい。
- (25) 拙著『魏晋南北朝時代の民族問題』（汲古書院、一九九八年）二九頁以下参照。
- (26) 渡辺信一郎「隋文帝の樂制改革―鼓吹樂の再編を中心に―」（『唐代史研究』八号、日本唐代史研究会、二〇〇五年）参照。なお、この点に関しては拙稿「鮮卑の文字について」（九州大学二一世紀COEプログラム：東アジアと日本、統括ワークショップ報告書、二〇〇七年）をも合わせ参照されたい。
- (27) 増村宏『遣唐使の研究』（同朋舎、一九八八年）一三〇頁参照。
- (28) 例えば『後漢書』李固伝に、李固の対策を挙げ、そこに、「中常侍在日月之側、聲勢振天下。」とある。
- (29) 『史記』卷一一〇匈奴伝に、「高帝乃使劉敬奉宗室女公主、為单于闕氏、歲奉匈奴絮酒米植物各有数、約為昆弟以和親。冒頓乃少止。」とあり、『二十二史劄記』卷二五、宋遼金夏交際儀には、「大概两国交際、每重儀節之間。澶淵之盟、宋為兄、遼為弟。」とある。
- (30) 『日本書紀』に見える煬帝の国書の原文は以下の通り。其書曰「皇帝問倭皇。使人長史大礼蘇因高、至具懷。朕欽承寶命、臨仰區宇。思弘德化、覃被含靈。愛育之情、無隔遐邇。知皇介居海表、撫寧民庶、境内安樂、風俗融和、深氣至誠、遠脩朝貢。丹款之美、朕有嘉焉。稍暄、比如常也。故遣鴻臚寺掌客裴世清等、稍宣往意。并送物如別。」
- (31) 川本芳昭「隋書倭国伝と日本書紀推古紀の記述をめぐって―遣隋使覚書―」（『史淵』一四一輯、二〇〇四年）参照。

(32) 李成市『古代東アジアの民族と国家』（岩波書店、一九九八年）三〇五頁参照。増村宏氏は前掲書一九五頁において、「国書紛失事件には所謂握り潰し説の外に、百済人に盗られたとする説（直木孝次郎『古代国家の成立』中央公論社日本歴史、昭和四十年、一〇〇頁）がある。この事件には従来「対等論」からうがった推測があり、私は逆説的に百済にて盗まれたとする説にむしろ賛成であるとしたが（『隋書と書紀推古統編』）、やはり握り潰し説をより重く評価すべきであったと反省している。」と述べている。私見はこの増村氏の考えに大筋で賛同するものである。

(33) 古代日本における「天皇」号の開始については、推古の時からとするものと、天武の時からとするものがあり、現在は後者の説を支持する研究者が多い。その意味で、後者の立場を中心として、本文に引用した史料には、後世の改竄が加えられているとされる。本稿は「天皇」という用語の最初の使用を外交の場においてであったとして、前者の立場に立つものである。ただし、この考えは律令制の確立とともに、天武の時から正式に天皇号が確立することと矛盾するものではない。なお、古代の天皇制については大津透『古代の天皇制』（岩波書店、一九九九年）参照。また、私見は前掲註3に掲げた拙稿で述べたように堀敏一氏の高見にそうものである。

(34) 増村氏前掲書『遣唐使の研究』第一編「遣隋使問題の再検討」、東野浩之「日出処・日本・ワークワーク」（『遣唐使と正倉院』、岩波書店、一九九二年）等参照。なお、「日出処」、「日没処」は『大智度論』に拠る表記とする理解も有力である（東野氏前掲論文、河上麻由子「遣隋使と仏教」（『日本歴史』七一七号、二〇〇八年）等参照）。

(35) この時代における外交儀礼に関しては、田島公「日本の律令国家の「賓礼」―外交儀礼から見た天皇と太政官―」（『史林』六一八―三、一九八五年）、同「外交と儀礼」（岸俊男編『日本の古代』七、中央公論社、一九八六年）、同「大陸・半島との往来」（吉村武彦他編『列島の古代史』四、岩波書店、二〇〇五年）等参照。

(36) 前掲拙稿「隋書倭国伝と日本書紀推古紀の記述をめぐって―遣隋使覚書―」参照。

(37) 拙著『中華の崩壊と拡大』講談社、二〇〇五年）、第七章、八章参照。

(38) 西嶋定生『日本歴史の国際環境』（東京大学出版会、一九八五年）第三章「七―八世紀の東アジアと日本」参照。

(39) 八木充「百済の役と民衆」（小葉田淳教授退官祈念会『国史論集』、一九七〇年）、鬼頭清明「白村江の戦いと律令制の形成」（同著『日本古代国家と東アジア』所収、校倉書房、一九七六年）、韓昇「日本と白村江の戦い―政治決定と軍事行動」（九州大学二一世紀COEプログラム：東アジアと日本、国際シンポジウム：東アジアにおける交流と変容、二〇〇四年）等参照。

- (40) 川本芳昭「倭の五王による劉宋遣使の開始とその終焉」(『東方学』七六輯、一九七八年、同『魏晋南北朝時代の民族問題』汲古書院、一九九八年所収) 参照。
- (41) 藤沢義美『西南民族史の研究―南詔国の史的研究』(株式会社大安、一九六九年) 六四頁参照。